

○調布市特別支援教育推進計画策定委員会設置要綱

令和4年5月23日教育委員会要綱第20号

調布市特別支援教育推進計画策定委員会設置要綱

第1 設置

調布市特別支援教育推進計画（以下「特別支援教育推進計画」という。）の策定に係る検討等を行うため、調布市特別支援教育推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第2 所掌事項

委員会の所管事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 特別支援教育推進計画の策定に係る検討に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

第3 構成

委員会は、教育長が依頼し、又は任命する別表第1に掲げる者（以下「委員」という。）をもって構成する。

第4 任期

委員の任期は、依頼し、又は任命した日から特別支援教育推進計画策定の日までとし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

第5 委員長及び副委員長

委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

第6 会議

委員会は、委員長が招集する。

第7 意見の聴取等

委員長は、委員会の運営上必要があると認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聞き、又は委員以外の者に資料の提出を求めることができる。

第8 庶務

委員会の庶務は、教育委員会教育部指導室において処理する。

第9 委任

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年5月23日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年3月31日に限り、その効力を失う。

別表第1（第3関係）

- (1) 学識経験者 1人
- (2) 調布市医師会の推薦する医師 1人
- (3) NPO法人調布心身障害児・者親の会の推薦する者 1人
- (4) 東京都立調布特別支援学校長
- (5) 東京都立府中けやきの森学園校長
- (6) 調布市特別支援学級設置校長会の推薦する校長 3人
- (7) 教育委員会教育部指導室長
- (8) 教育委員会教育部指導室教育支援担当課長
- (9) 教育委員会教育部指導室統括指導主事
- (10) 調布市子ども生活部児童青少年課の職員 1人
- (11) 調布市福祉健康部障害福祉課の職員 1人